

# 特許協力条約

PCT

国際調査報告

(法8条、法施行規則第40、41条)  
〔PCT18条、PCT規則43、44〕

出願人又は代理人 の書類記号 H117-0241	今後の手続については、様式PCT/ISA/220 及び下記5を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/004748	国際出願日 (日.月.年) 09.02.2018	優先日 (日.月.年) 29.03.2017
出願人(氏名又は名称) 本田技研工業株式会社		

国際調査機関が作成したこの国際調査報告を法施行規則第41条(PCT18条)の規定に従い出願人に送付する。  
この写しは国際事務局にも送付される。

この国際調査報告は、全部で 5 ページである。

この国際調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。

## 1. 国際調査報告の基礎

a. 言語に関し、この国際調査は以下のものに基づき行った。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、  
この国際出願の翻訳文(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

b.  この国際調査報告は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した(PCT規則43.6の2(a))。

c.  この国際出願は、ヌクレオチド又はアミノ酸配列を含んでいる(第I欄参照)。

2.  請求の範囲の一部の調査ができない(第II欄参照)。

3.  発明の単一性が欠如している(第III欄参照)。

4. 発明の名称は  出願人が提出したものを承認する。

次に示すように国際調査機関が作成した。  
\_\_\_\_\_

5. 要約は  出願人が提出したものを承認する。

第IV欄に示されているように、法施行規則第47条第1項(PCT規則38.2)の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。

## 6. 図面に関して

a. 要約とともに公表される図は、

第 10 図とする。  出願人が示したとおりである。

出願人は図を示さなかったため、国際調査機関が選択した。

本図は発明の特徴を一層よく表しているため、国際調査機関が選択した。

b.  要約とともに公表される図はない。

## 第II欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見 (第1ページの2の続き)

法第8条第3項 (PCT17条(2)(a))の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1.  請求項 \_\_\_\_\_ は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。つまり、
2.  請求項 \_\_\_\_\_ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、
3.  請求項 \_\_\_\_\_ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

## 第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見 (第1ページの3の続き)

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるところの国際調査機関は認めた。

## 特別ページ参照

1.  出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求項について作成した。
2.  追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求項について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3.  出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求項のみについて作成した。
4.  出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求項について作成した。

## 追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。

A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC））  
 Int.Cl. B62M7/02(2006.01)i, F01N3/24(2006.01)i, F01N13/08(2010.01)i

B. 調査を行った分野  
 調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC））  
 Int.Cl. B62M7/02, F01N3/24, F01N13/08

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2018年
日本国実用新案登録公報	1996-2018年
日本国登録実用新案公報	1994-2018年

国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y A	JP 5-240036 A（ヤマハ発動機株式会社）1993.09.17, 段落 [0012] - [0020], [0029], 図1-7 （ファミリーなし）	1 2-5
Y A	JP 2006-250129 A（本田技研工業株式会社）2006.09.21, 段落 [0018], [0049], 図1, 3（ファミリーなし）	1 2-5
Y	JP 5-98959 A（本田技研工業株式会社）1993.04.20, 段落 [0022], [0029], 図1-6（ファミリーなし）	1

C欄の続きにも文献が列挙されている。  パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー	の日の後に公表された文献
「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの	「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの	「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）	「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献	「&」同一パテントファミリー文献
「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願	

国際調査を完了した日 16.04.2018	国際調査報告の発送日 01.05.2018
--------------------------	--------------------------

国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁（ISA/J P） 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官（権限のある職員） 山尾 宗弘 電話番号 03-3581-1101 内線 3341	3D	5366
--	---	----	------

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X	JP 2008-45515 A (本田技研工業株式会社) 2008. 02. 28, 段落 [0024], [0026], [0029] - [0033], [0047] - [0048], [0070], 図1-11 (ファミリーなし)	6-10
Y A	WO 2014/129014 A1 (本田技研工業株式会社) 2014. 08. 28, 段落 [0020], [0023] - [0025], [0032], [0037], 図1-4 & EP 2960457 A1, 段落 [0049] - [0050], [0054] - [0063], [0078], [0085] - [0087], 図1-4 & CN 104995381 A	11-14 15
Y A	日本国実用新案登録出願 60-84547 号(日本国実用新案登録出願公開 61-200409 号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマ イクロフィルム (日産自動車株式会社) 1986. 12. 15, 明細書第5ページ第18行-第7ページ第13行, 第1-2図 (ファミリーなし)	11-14 15
A	JP 2016-182926 A (本田技研工業株式会社) 2016. 10. 20, 段落 [0024] - [0033], 図1-4 (ファミリーなし)	2-5

請求の範囲は、以下の2つの発明に区分される。

(発明1) 請求項1-5

請求項1-5は、「側面視で、前記触媒装置(140)の少なくとも一部は、前記シリンダ部(35)よりも下方に配置され、前記リンク部材(38)を前記車体フレーム(12)に連結するリンク部材連結部(61)と、前記クランクケース(34)の前端とを結ぶ仮想線(L1)と、前記排気管(121)の端が接続される前記ユニットスイングエンジン(13)の排気管接続部(35e)と、前記リンク部材連結部(61)とを結ぶ仮想線(L2)との間の領域に位置し、前記クランクケース(34)と排気装置(120)を連結する排気装置連結部(135)が設けられた」という特別な技術的特徴を有しているので、発明1に区分する。

(発明2) 請求項6-15

請求項6は、発明1に区分された請求項1と、排気管と該排気管の途中に配置される触媒装置とを備えた排気装置という共通の技術的特徴を有している。

しかしながら、上記技術的特徴は、特開2006-250129号公報(特に、段落[0049]、図4参照)の開示内容に照らして、先行技術に対する貢献をもたらすものではないから、特別な技術的特徴であるとはいえない。また、これらの発明の間には、他に同一又は対応する特別な技術的特徴は存在しない。さらに、請求項6は、請求項1の従属請求項ではない。また、請求項6及びそれを引用する請求項7-15は、発明1に区分された何れの請求項に対しても実質同一又はそれに準ずる関係にはない。

したがって、請求項6-15は発明1に区分できない。

そして、請求項6は、「前記触媒装置収容排気管(131)の触媒ケース部(131b)は、前記触媒装置(140)を保持する縮径部(131f, 132f, 133f)を備え、前記触媒装置収容排気管(131)の分割方向に対して垂直に切断した場合の前記縮径部(131f, 132f, 133f)と同じ断面における前記接合縁部(132e, 133e)は、前記触媒装置(140)の外径よりも大きい拡径部(131f1, 132f1, 133f1)とされた」という特別な技術的特徴を有しているので、発明2に区分する。